

消 防 震 第 6 7 号  
平成 1 6 年 9 月 1 7 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 長 官

火災・災害等即報要領の一部改正について

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の一部を別紙のとおり改正したので通知します。

貴職におかれては、下記の改正内容等を十分理解の上、今後被害状況等の報告に万全を期するとともに、貴管内の市町村に対しても周知徹底願います。

記

1 改正内容

- (1) 国民保護法の施行に伴い、武力攻撃災害及び緊急処理事態を即報の対象として位置付け、これらの災害等（該当するおそれがある場合を含む。）が発生した場合も報告の対象としたこと。
- (2) 「適マーク」制度の廃止に伴い、該当部分を削除したこと。
- (3) 災害即報のうち、被害状況即報に記入すべき応急対策の状況として、「災害ボランティアの活動状況」を追加したこと。

2 実施期日 平成 1 6 年 9 月 1 7 日